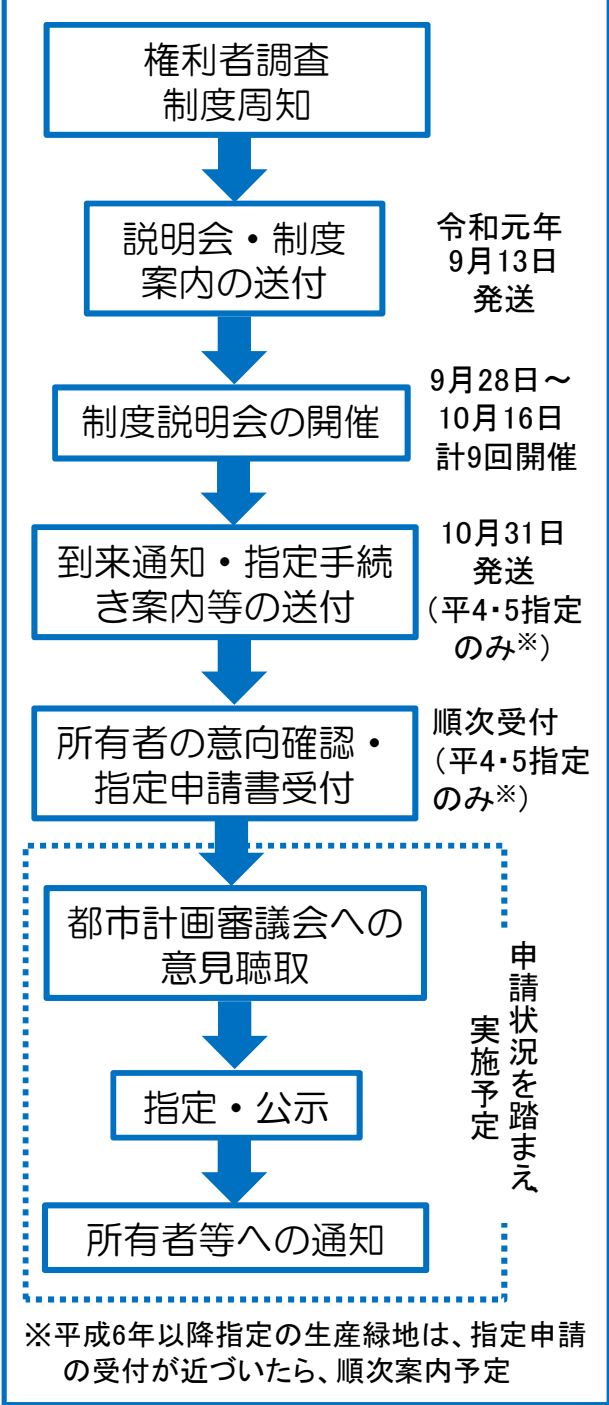


特定生産緑地の指定に関する進捗状況について(報告)

特定生産緑地指定の流れ



指定対象となる生産緑地

(平成4年以降に指定された生産緑地)

指定対象となる生産緑地面積	92.8ha
【参考】生産緑地全体の面積	112.0ha

※令和元年度都市計画変更予定面積より

制度説明会開催状況

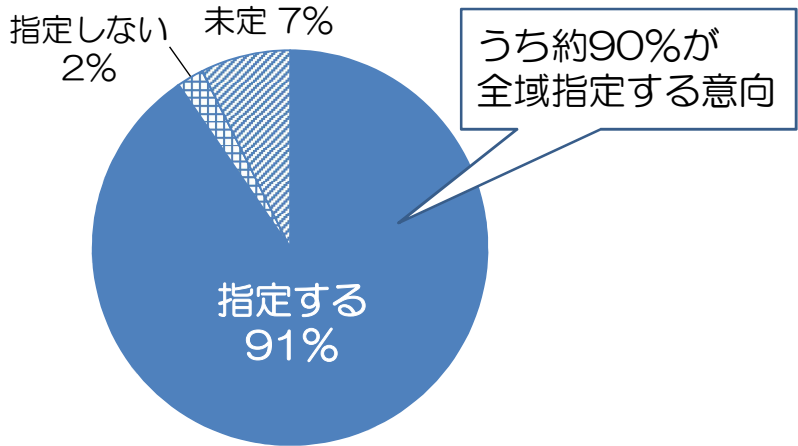
案内発送数(生産緑地所有者)	276名
説明会参加者数*	188名

※所有者以外を含む出席票記入者より集計(延べ人数)

指定意向アンケート調査結果

アンケート発送数(生産緑地所有者)	276名
うち、回答者数*	134名

※令和元年10月31日時点



今後の流れ

- 令和元年11月～ 特定生産緑地指定申請受付開始
- 令和2年2月 都市計画審議会への意見聴取

特定生産緑地の指定は、都市計画決定ではないが、意見聴取を行うことで、都市計画決定に準じた法的効果が発生させ、適正な農地を指定するもの。

- 令和2年3月 指定・公示
- 令和2年3月 所有者等農地等利害関係人に指定した旨通知

その後、特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取は、最大年2回(2月と8月)行う予定(ただし、申請状況による)